

令和元年度 第 2 回東久留米市立図書館協議会 概要録

日時 2019年(令和元年)10月29日(火) 午後2時～午後4時
場所 東久留米市立中央図書館1階 みんなのへや
出席 (以下敬称略)
図書館協議会委員：安形輝(委員長)、若澤直樹(副委員長)、
橋本裕美、高野慎太郎、佐藤尚子、矢部晶代、大木一恵、
池ノ上功、小松光太郎
市：佐藤図書館長
欠席 図書館協議会委員：菅沼法子
傍聴人 3人

1. 開 会

(委員の半数を超える9名の出席があったため、東久留米市立図書館協議会運営規則
第4条第2項の規定により会議は成立)

2. 報告事項

① 第1回協議会概要録(案)について

委員長 第1回協議会の概要録案について、図書館長から報告をお願いします。
図書館長 委員の皆様へ事前に第1回協議会の概要録案を送付し、何点か修正のご連絡を
いただきましたので、そちらを反映させたものが本日の資料となります。
本日、承認をいただいた後、東久留米市及び図書館ホームページで公開する予
定です。
委員長 皆様から特に修正が無ければ、第1回協議会の概要録を承認するということ
で、よろしいでしょうか。それでは、公開をお願いいたします。

② 地区館の業務仕様書について

委員長 次に、委員提案の「中央図書館への指定管理者制度導入について、より質が高
い事業者の運営に向けた、協議会での意見交換」についてです。
本件については、既に運営方針が示され、中央図書館への指定管理者制度導入
が決定した前提の中、協議会としては中立な立場で、指定管理者制度をより良

い方向で導入するために協力していくとの考えから、まずは、委員の間で指定管理者制度に対する理解を共通化するために、前回の協議会で勉強会を行いました。

また、協議会として進捗を見守りながら、具申・協力できる点があれば、改めて協議をするということにいたしました。それに際して、委員から、「現在、指定管理者制度による運営を行っている、地区館3館の業務仕様書をお示しいただきたい。」と要望がありました。

はじめに、図書館長から業務仕様書内容のご説明をお願いいたします。

その上で、資料を要望した委員からのご意見やご提案、また、各委員からのご質問やご意見等をいただきたいと思います。

図書館長 それでは、ご説明いたします。

業務仕様書は地区館の指定管理者を公募するにあたり、諸条件を書いた募集要項とともに地区館運営に関する業務水準等が書かれており、基本協定書とともに、全てにおいて図書館サービスを行っていく上で基本となるものが業務仕様書になります。自治体によっては業務要求水準書と呼ばれています。

委員長 指定管理者制度を導入するにあたり、運営の基本となる業務要求書について、イメージはつかめたのでしょうか。

再三になりますが、協議会としては、中央図書館に指定管理者制度をより良い形で導入するために、どのようなことに留意すべきか考え、具申・協力できる点があれば、改めて協議をするという方向性ではありますが、ただいまの説明を受けて、ご意見等がありますか。

委員 ネットで他市の仕様書を見ましたが、いずれの仕様書も完成度が高いように感じました。

業務仕様書の中で気になる箇所ですが、指定管理者という主語がない場合は、市が主語ということですね。

図書館長 特に指定管理者として行うことと、市立図書館として直営の中央図書館も含め4館共通に行うもの、市が行うものとの記載が異なります。

例えば、資料選定で「中央図書館が担当する」としているものは、中央図書館が責任を持って行うということになります。

委員 たとえば庶務的な業務は50万円の範囲内で、指定管理者が契約者となって工事業者と契約できるのでしょうか。

図書館長 例えば、1件50万円以下の修繕は指定管理者の方で行います。

どういった修繕を行うかは、随時、連絡をいただきます。

また、例月の会議でも報告をいただいております。

委員 支出負担というのは、事前に配賦された形になっているのですか

図書館長 指定管理料の中で修繕費として50万円という枠を設けているのですが、使い

切らない場合は市に戻す精算が行われます。

委員

前回の館長からの説明の中で26市の民営化について説明がありました。

説明によりますと中央館に指定管理者を導入しているのが青梅市、そして今年度から昭島市ということでした。

中央館と地区館では位置づけも違いますし業務内容も違いますので、今後の中央館の業務仕様書を作っていく上で、図書館行政、選書、除籍の最終確認、地域資料・行政資料の収集、ハンディキャップサービスあたりの記述をどのようにしようと考えているのか、どこまで市が責任を持つ形で指定管理と役割分担するのか、その辺りの考えについて現段階でどの程度まとまっていますか。

図書館長

これから詳細について詰めていくところですが、図書館行政は市が担います。

また、選定は、現在、中央図書館、地区館とも一次選定を行った後、中央図書館で市が二次選定の会議を行っています。二次選定で購入候補としたものを、やはり市が最終確認の上、決定しています。運営方針でも最終確認と決定は市が行うとしているので、大筋は今の形が基本となると考えています。

また、地域資料・行政資料、ハンディキャップサービス、参考図書室の運営も市が直接担うとなっています。市の役割に限られる分、そこに専念することでさらに充実を図れると良いと思っています。

業務仕様書には指定管理者が担う部分を書いていくので、市が行う内容は記載しない可能性もありますが、市が直接行うサービスも周知できる方法を考えていきたいと思っています。

委員

市の職員の皆様が管理していく分野が明確になってくるとと思いますが、実際の図書館業務を担う人材が市の中で減っていく中で、責任を持って管理していくのが将来的に可能なのか不安を感じます。

これから先、市民の社会教育、生涯教育の重要な柱である中央図書館が立場をきちんと担っていけるかというところに不安を覚える方も多いかと思いますが、いま担っていらっしゃる市の職員の専門性がずっと維持していくという点をしっかり考えて、計画を立てていただければ良いと思います。

図書館長

おっしゃったことは、その通りだと思います。これから直営体制の人数が減っていく中で、年数を重ねても技術が継承され、責任をもって継続的な蔵書管理ができる体制を維持していかなければなりません。

例えば、岩手県立図書館等が図書館行政と選書の最終決定、市町村立図書館の支援等は県が行い、残りのサービスは指定管理者が行っていますが、制度導入から約9年が経過した現在も、安定した運営で評価されている様です。

そういった事例なども勉強しながら取り組んでいきたいと考えています。

中でも、長期的な目を見た市の職員体制については、市が担うサービスを維持していくために必要な人材や配置について、人事部門とも調整し続けていきたい

いと考えています。

委員長 業務仕様書の類は難しい文書でもあります。一方で、実際に中央図書館を指定管理に出した後、きちんとしたサービスを維持するための基本的な文書になるかと思えます。

もし可能なら、業務仕様書の原案の段階で協議会でも確認できるような手順は踏めないでしょうか。

図書館長 結果としてでも、業務仕様書の具体的内容を公募前に公表してしまう形になってしまうと公平性の観点があるため、原案という形でなく、分野毎にこう言ったものに留意していくとか、協議会のご意見等も伺いながら良い形で策定できる方法がないか、検討してみたいと思います。

運営体制等も含め、協議会の皆様からのご意見をできる限り反映し、良い形を目指していきたいと思います。次回、第3回協議会までに、どのくらいの骨子案が出来ているかもありますが、検討させていただきたいと思います。

委員長 業務仕様書の原案を協議会に出したときに、外に情報が出てしまう可能性も確かにあります。

業務仕様書作成にあたって、こういうところに気を付けて欲しい点などがありましたら、第3回協議会までに少し考えていただければと思います。

仕様書に関して何かありますか。

委員 ここで全て議論はできないと思いますが、人材の問題がとても気になります。指定管理者導入後も市が関わるとしても、現場から担当者が離れることになり。館長も含め中央図書館が指定管理になれば職員が相当減ると思います。現場で仕事をしていく中で経験を積んで能力を高めていくと思います。

現場を離れて二次選定のように高いレベルでの専門性を確保するというのが果たして可能なことなのでしょうか。

一次選定は指定管理がやるとしても、その方たちが何年もやっていく中で経験を積んでいく一方、異動もあると思います。

特に東久留米市民の需要とか東久留米の公共図書館に必要なのはどんな本なのか、どういう図書館が良いのかなど、継続的に考えながら経験を積んでいく人材はどの程度確保されるのかについては実際に始まってから考えるしかないと思いますが、そこが今一番気になっているところです。

図書館長 図書館というのは蔵書が財産になる訳ですが、蔵書の活用や蔵書を使ったサービスの提供を行うという面では、人材も貴重な財産になっています。

その両輪と利用者の声があってより良い運営が生まれてくると考えていますが、人材の確保や育成は図書館に限らず課題であると思います。

運営方針の中では、職員育成方針を明らかにしていくと記載をしております。今年度は、市の人材育成基本方針の第三次を検討しているところですが、その

内容も踏まえつつ、来年度、新たな図書館運営に向けた職員の育成方針について検討していくので、その素案について協議会で検討していただき、協議会のご意見も反映しながら策定を進めていけたらと思います。

委員長 仕様書についてはよろしいでしょうか。
協議会として中央図書館への指定管理者制度導入に向けて、今後も進捗を見守ることとして、次の議題に入りたいと思います。

3. 協議事項

① 平成 30 年度図書館事業評価について

委員長 続いて次第の 3、協議事項の「①平成 30 年度図書館事業評価について」を議題とします。

前回の協議会や、協議会后に寄せられた各委員からのご意見について、協議会としての評価案として取りまとめておりますので、内容について、図書館長から報告をお願いします。

図書館長 それでは資料 2、協議会による 30 年度図書館事業評価案です。

図書館での自己評価をもとに委員の皆様から評価のご意見をいただきました。このまとめが表面の資料です。

資料を一読しますので、ご意見をいただければと思います。

委員長 第 1 回協議会での意見に基づき、本協議会としての評価案をまとめていただきました。

前回も申し上げましたが、地域資料サービスは、今後においても市が直接担っていく事業であることから、資料や情報の提供や利用の観点から、協議会としての評価を決定出来ればと思いますが、さらに評価として付け加えるべき事項など、何かご意見はありますか。

細かい点ですが、1 番目の「現在および未来の利用者」というところは「将来の利用者」に変えたほうが良いと思います。また、地域資料は永年保存がほとんどだと思いますが、先日の台風などで資料に被害があった図書館も少なくありません。

以前も地下書庫を見学しましたが、図書館の水はけが悪い点については如何ですか。

図書館長 ゲリラ豪雨等、一定の降雨量になると、地下に水漏れがあり、水たまりができることはありますが、本を傷めるには至っておりません。

一定の雨量だと水はポンプで外に排水されるのですが、今回の台風 19 号では想定以上の雨量だったため、水漏れが一部ありました。

ただし、本への影響はありませんでした。

来年度の大規模改修に向けた実施設計では、図書館の地下水路のどの箇所が原因の水漏れかについて、設計会社は把握しております。

改修が済んだ再来年度以降は、環境が良くなると思います。

委員長 「平成 30 年度図書館事業評価」について、本日のご意見等を内容に反映させた上で、本案を図書館協議会の評価として決定することにご異議はございませんか。

それでは、「平成 30 年度図書館事業評価」として、決定いたします。

事務局において、公表の手続きをお願いします。

② 第三次東久留米市子ども読書活動推進計画（素案）について

委員長 続いて、次第の「3 協議事項 ②第三次東久留米市子ども読書活動推進計画（素案）」に移ります。

昨年度の協議会において、第二次東久留米市子ども読書活動推進計画の進捗状況や国の第四次計画の内容を検証し、第三次計画の策定に向けた提言をまとめ、図書館長に提出しました。

提言の中では、適宜、図書館協議会への報告を求めましたが、今回、第三次計画の検討委員会内で素案がまとまったとのことです。

始めに、図書館長から説明をお願いします。

図書館長 資料 3 になります。子ども読書活動推進計画の素案でございます。

昨年度は本計画策定のご提言をいただき、ありがとうございました。

教育委員会に提言書を報告するとともに、今年度当初から検討委員会を立ち上げ、提言も踏まえながら素案の検討、策定を進め、先日の検討委員会にて決定いたしました。

では、1 ページをご覧ください。

国の法律に基づき、第一次計画から継承する基本理念を明記しています。2 ページから 4 ページでは、これまでの取り組みとして、第二次計画で定めた 4 つの基本方針について、これまで実施した取り組みを検証し、次期計画への課題点などを挙げています。

第一次計画では学校図書館充実のための取り組みの推進が図られました。

第二次計画では、4 つの基本方針のうち、第一次計画の検証の結果課題とされた、小学校へ入学する前の段階で子どもの読書に差がみられることを踏まえ、特に「乳幼児への取り組みの充実」に注力し、幼稚園・保育園訪問を新たに開始するなど取り組みましたが、幼稚園・保育園訪問については全ての園が希望するわけではなく、保護者や保育者への啓発も限定的なものとなっています。また、3 ページの「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体での取り組みでは、

図書館での新規事業の実施や学校での読書啓発等、読書推進を図りましたが、図書館利用や読書は自主性に任されていることから利用には差があり、不読率は小学6年生で22.2%、中学3年生で35.2%となっています。

また、子どもの読書への関心を持つ大人は限定的であり、発達段階に応じた読書や本への理解が十分ではないと考えられます。

4 ページの子ども読書活動応援団の構築では、「子ども読書応援団」は、当初人材バンクとしての活用を目指していましたが、市内ではボランティアの自主的な活動が定着しているため、今後は子ども読書活動推進のためのボランティア育成プログラムとしての運用が考えられます。

また、4 の読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組みについては、誰もが利用できる図書館サービスを提供するために、資料の受入や事業の実施、支援する機器等についての研究等を行っていますが、子どもたちの実情や必要とされる支援の把握が進んでいない現状があります。

そのため、今後は ICT（情報通信技術）を活用した具体的な取り組みを検討する必要があります。

また、日本語を母語としない子どもの数が増加傾向にある中で、資料や読書環境の整備が必要であると検証しました。

これらの検証や図書館協議会からの提言をもとに、5 ページからの第3章で、第三次計画について記載しています。

第三次計画の基本方針は、6 ページ上段に記載の、1 発達段階ごとの効果的な読書活動、2 「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で、3 子ども読書応援団の運用、4 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組みを4つの柱とし、特に、第一次計画、第二次計画をとおして、取り組みが進んでいない現状がある「ハンディキャップのある子どもへの支援」に重点をおくものとししました。

また、国が取り組む情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析に基づき、市においても必要な取り組みを行っていくこととしました。

10 ページ中段からは、計画の位置づけと推進です。

本計画は、第一次、第二次計画を踏襲し、個々の具体的な施策の内容や数値目標を明示するものではなく、子どもの読書推進に関わる各部署の具体的な施策の立案にあたっての指針とするものです。

また、対象ですが、16 歳以上は高校生だけでなく就職されている子もいる中で、小中学生のように網羅的に取り組むことが難しいことを踏まえ、0～15 歳以下の子どもを対象を定めています。こちらについては、国は対象を0～18 歳以下としていることもあり、のちほどご意見をいただければと思います。

- 12・13 ページでは用語解説していますが、用語解説は辞書辞典に載っているものではなく本資料を読むにあたっての解説となっております。
- また、資料編では、平成 30 年度の学習状況調査について一部抜粋しております。資料 4 については協議会からの提言書を掲載しています。
- 委員長 ただ今の図書館長からの説明では、今後、教育委員会、庁議を経て素案として決定し、パブリックコメントも実施するとのことでした。
- それに先駆けて、図書館長の諮問機関として、提言が生かされているかも確認しながら、この場で意見交換を行い、より良い計画となるよう支援していければと思います。
- 各委員から、ご質問やご意見はありますか。
- 個人的に 15 歳以下のところが引っかかっており、国の法律も概ね 18 歳以下としていますので、合わせた方が良いかと思えます。16～18 歳を対象にできないとしても、あえて 15 歳以下とすることもない気がします。
- 例えば、子ども読書推進の中で、中学生より上の子たちも、直接的かは別にして、間接的にきっかけとなるようなことも行える気はします。
- 検討委員会の方で具体的に検討されると思いますが、あえて 15 歳としない方が良いのではと思います。
- 図書館長 検討委員会でも慎重に議論を重ねる中で、図書館の中でも、中学生、高校生が編集者となりティーンズ誌を発行しています。
- 決して、第三次計画の主眼が 15 歳以下であるものの、16 歳以上への取り組みをしていないということはないので、やはり 18 歳以下とすべきというご意見が多いようでしたら調整したいと思えます。
- 委員 対象年齢のところで、ハンディキャップの支援では、直接的な企画を立てるのは難しくても、16 歳以上の子どもたちへの支援は出来ていると思えます。
- 第三次計画は、様々な部署の企画立案にあたっての指針でありますので、その意味からも、0～18 歳が良いのではないのでしょうか。
- 委員長 国の法律に基づいて各市町村が策定している計画なので、やはり 18 歳が良いのではないのでしょうか。
- 委員 委員長のご意見は、どういった意味ですか。
- 委員長 各自治体が子ども読書活動推進計画を立てる際、基になる法律があります。
- 資料 5 の第 2 条です。
- 国の法律は 0～18 歳という表現になっており、この法律に基づいて策定する計画であるのならば、整合性が取れないという意味です。
- 委員 関連した質問ですが、子どもの年齢が上がるにつれ市の関与が難しくなるとすると、どの程度実効性を持たせられるのでしょうか。
- 図書館長 義務教育を終えた世代の子どもたちに対して、どのように広く直接的に働きか

けていくのが難しいと実感しています。その中で対象をどうするか検討したのですが、ティーンズ関連や就職支援コーナー、ぼけ☆ま編集部などで16歳以上の子どもたちの交流提供の場を実際に作っているのです。この計画の対象になっているとして良いと思います。

委員 高校生を対象とした記載に賛成です。高校生は、義務教育段階でもなく、また、「読み聞かせボランティア」などの主たる対象としての、いわゆる「大人」でもないという、微妙な立場にあります。こうした年代の位置づけを、社会的な発達段階をふまえて考えますと、社会的なプラットフォームの「受益者」から「運営者」への変化の時期と言われます。いまお話がありましたような、ぼけ☆ま編集部のご活動は、まさに、誌面を通じて図書館利用者人口を増やしていく活動として、若者が図書館というプラットフォームの維持・運営に携わるための活動です。そうした意味あいでも、高校生の活動を同定し、記載するということができるというのではないのでしょうか。

委員 直接的なサービスをできる、できないではなく、心構えとして18歳が良いのではないのでしょうか。

図書館長 図書館以外の施設や部署でも、広い対象に働きかけられる可能性はあります。おっしゃる通りです。図書館だけでなく、学校、わかき学園等、様々な施設で読書推進に携われる指針を目指しています。その意味で広く働きかけられる内容となっております。

委員 子ども読書応援団ですが、4ページでボランティア活動が定着しているかどうか、どれほど具体的に内容を把握して集計されていますか。ボランティア活動は目に見えるものはありますが、それが全て網羅的であるかの心配があります。ボランティアの手が届いてない場合、新たなボランティアの育成の参考材料になると思いますので具体的な情報収集の実態を教えてください。

事務局 東久留米地域文庫親子読書連絡会に属するおはなし会のような活動は把握できている一方、様々なボランティア活動がある中で、全ての把握はできていないところがあります。実は、学校や地域でのボランティア活動をやりたくても、どうしたらいいかわからないという方もいます。

委員 委員がおっしゃったように、どこまでボランティアの手が行き届いているかは分かりません。学校毎に状況が異なるという点で、公明性・公平性という観点からは、保障されていないと思います。

図書館長 ボランティア等に登録して活動している方も、登録せずに活動している方もいる中で当初、子ども読書応援団を設立し、応援団に登録することでの人数や活

動範囲を把握し、人材バンクを目指していたのですが、学校現場の声として、応援団だけに集約するより、地域ボランティアや保護者ボランティアなど、色々なところにアプローチできる方が学校としては取り組みやすいです。色々な方に協力を仰ぎ進めたいというご意見をいただき、応援団を人材バンクに限定せず、人材を育成して要請してくような裾野を広げていく活動に少し運用形態を変えていきたいというのが、第三次計画での目標です。

委員長

ただし、ボランティアの実態把握をどうしていくのかは難しい課題です。ハンディキャップのある子どもへの支援で、視覚障がい者の方たちへの支援について関して具体的な記述なり、サピエ図書館に関しての具体的な記述があると良いと思います。

東久留米市はサピエには登録していますか。視覚障がい者の方たちがサピエ図書館を使えると、多分 10 万タイトル以上は入っているので、情報環境がかなり違ってくると思います。

あるいは、最近の電子書籍は読み上げ機能が付いているものがあるので、それらの活用や周知などもできると良いと思います。

図書館長

東久留米市立図書館もサピエは利用していますが、そういったサービスに登録していることも周知していく必要があると思っています。

9 ページの具体的な取り組み (3) ICT 環境の整備で、情報提供と活用促進を挙げています。この取り組みの中で、そのような機器についても情報発信し、多くの方に機器の存在を知っていただきたいところです。

委員

8 ページの「2 大人への取り組み」について、そもそも大人という言葉が引っかかります。

子どもに本を手渡す大人は保護者、親ということですね。

身近な大人というよりも保護者なり親ということなのでしょうが、大人は誰を指すのでしょうか。

また、子どもに関わる大人へのリテラシー教育という内容なのかも引っかかりました。

10 ページの二重丸、「情報環境の変化への対応」のところでも同じようなことが書かれています。

図書館長

確かに、類似していると思います。

二重丸の部分については、メディアリテラシーの学習を推進していく活動が求められている中で、デジタル機器を活用した読書活動の推進などは、ハンディキャップのある方の読み易さにもつながり、そこから働きかけて読書活動を推進していく意味も込められています。

他方で、大人への取り組みのリテラシー教育という点では、社会全体で読書について親しんでいく一環の中で、電子化が進む現在、インターネットを見てい

- でもフェイクニュースなど真実でない情報が回っていたり、根拠の明確でない情報があったり、電子情報はすぐ削除されてしまうといった特徴がある中で、自分自身で如何に情報を取捨選択していくかの力が必要です。
- そういった子どもへの教育が必要ですが、まずは大人へのリテラシー向上に向けた教育が必要としています。
- 大人の定義については、保護者や家族に限定するというより、学校の先生であったり、様々に子どもと一緒に活動していく大人であったりという意味です。
- 委員長 1、2 段落目では子どもへの読書環境を提供する大人について、3 段落目で子どもに関わる大人へのリテラシーについて書かれているニュアンスでしょうか。
- 委員 少し分かりにくいいため、書き方を練っては如何ですか。
- 委員長 実際に中学生くらいになると、スマートフォンの利用法などについては子どもが我々より長けているという逆転現象があり、難しいところもあります。
- 委員 図書館によく来ている高校生の目的は勉強が主で、より具体的な利用法は調査できないと思いますが、年齢や借りた本などから利用法が分かるということはないですね。
- 図書館長 その通りです。
- 委員 同じ世代に係る設定、喚起するというのは必要だと思います。
- 私が高校のときは、あまり本は読みませんでした。
- 今の高校生はどうなっているのかという方が心配です。
- 電車に乗っている大人はほとんど、スマートフォンを見えています。世の中から新聞社が消え、本屋が流行らないなどの流れの中で、東久留米市の図書館にできることはあると思うので、そこは考えなければならないと思います。
- 図書館長 国の方で対象を 18 歳までとしています。読書離れが進んでいることから、中学生のうちに読書に親しんで高校生に上がってってもらいたいと思いますが、スマートフォンや受験、部活等で忙しいというのが現状です。
- 国の社会環境を変える必要があるとの話と直結しますが、図書館としてどう働きかけるかは大きな課題です。
- 委員 高校生の間で本を読む子と読まない子に 2 極化しているとすると、図書館のあり方を根本から考えなければと感じます。
- 委員長 出版業界は縮小気味で、最近の統計など見てみますと雑誌の利用が特に衰退しています。
- ただし、図書の減少は緩やかなので、電子書籍の形態の売り上げを合算すると実は微増だという統計もあります。
- 図書館として、紙面の活字離れのものが統計では減少傾向と出てきても、実際には、最近は減少が緩やかになっている可能性があります。
- 委員 印刷物は減少しているが、電子媒体を含めれば全体で微増ということですか。

- 委員長 微増としている統計データもあります。
- 委員 「活字離れ」という言説は、新聞や物理的な書籍など、いわゆる旧来のメディア媒体を中心として問題化されているものです。一方で、LINE やブログをはじめとした新たなメディア（SNS）においては、活字を通じた活発なコミュニケーションが頻繁になされています。利用するメディアは時代的な変化の影響を受けておりますが、「読み書き」に対する人々の関心は変わっていないように思われます。その意味で、人々の「読み書き活動」に資するという目的から、図書館が積極的に新たなメディアとの接触をしてゆくことが求められるだろうと思われます。
- 委員 小学校の中学年くらいまで読み聞かせなどに地域の方も来ていました。しかし、高学年になってくると受験勉強、高校では勉強しないと成績が下がるなどで読書している時間がなくなり、その結果、不読に当てはまってきてしまいました。
- 今の子どもはスマートフォンを使いこなすものの、活字を読んでいません。親としては本を読んで欲しいですが、促してもなかなか読んでくれません。子どもだけの問題でなく世の中の問題でもあると思います。
- 雑誌は読書ではないと思っているので、できれば活字を読むことで言葉もいろいろ学びますから、もっと本を読んでほしいです。
- 学校は授業時間を確保するため等の忙しさもあり、読書に力を入れてこなかったのだと思います。
- 親としても子どもの読書については苦勞しています。
- 委員長 子ども読書活動推進計画に関しては、必ずしも図書館だけでなく、学校など他の施設も含めた計画になっています。
- 特に中高生に対して大人が何かを言っても聞かないため、ある種の「こうあってほしい」という姿を反映させて作っていただければ良いと思います。
- 委員 構成について、4つの基本方針について、二重丸の「情報環境の変化への対応」は、5つ目の柱にしても良いかと思えます。
- あえて分けるのであれば、「発達段階と読書活動」のように少しタイトルを変えて、コラム的に括って抜き出した方が分かりやすいと思えます。
- また、2番の「読むこと 読書の楽しみ」を社会全体で（大人への取り組み）の三段落目と、二重丸の部分での ICT 活用の研究と具体化について整理するとともに、リテラシー教育は2番の大人への取り組みとも重なるので、大人に向けた情報、子どもに向けた情報等、意味合いが伝わると分かり易いと思えます。
- 図書館長 4つの基本方針は東久留米市が目指していくもの、情報環境の変化への対応は、東久留米市としてだけでなく国として実態把握分析を行い、市としてもそこから何を還元していくか考えていくべきと提言をいただいた中で、4つの基本方針

針と少々違った形で書きぶりを変えたということがあります。

他のご意見も含め、もう一度検討のうえ、整理したいと思います。

委員長

意見も出尽くしたようですので、議論はここまでにしたいと思います。

図書館長が庁内検討委員会の委員長を務めているとのことですので、本日の意見交換をもって協議会の意見とさせていただき、今後の計画策定の参考としてください。

また、計画素案から計画案を策定した際は、次の協議会で報告していただきたいと思います。

4. その他

委員長

今回の議題以外にご提案等がありますか。図書館長から何かありますか。

図書館長

第三次計画に関する今後の予定についてお伝えします。今後、素案について教育委員会の意見・ご指摘も伺った後、12月1日の広報でパブリックコメントを募集します。次回の協議会では、寄せられたパブリックコメントとともに、素案から修正を加えた計画案についてご報告いたします。

なお、前回協議会から本日までの間に市議会が開催されました。

図書館に関する主な質問は、中央図書館の大規模改修工事について、工事による休館の見込み、想定される課題点や休館中の市民向けサービスの維持、地下書庫の環境改善などがありました。また、指定管理者導入に関する質問として、指定管理者導入後の運営体制や現在の準備状況、あらためて、指定管理者制度に関する総務省通知や当時の総務大臣発言などを、どのようにとらえているのかなどについて、質問がありました。

詳細は市ホームページから、市議会の会議録を検索できるのでご覧ください。

委員長

可能であれば伺った内容についてメール等で送って欲しいです。

第3回協議会の予定について、今、決めたいと思います。

図書館長

2月の教育委員会前に、第三次の子ども読書活動推進計画（案）について、皆様からご意見いただきたいため、1月下旬から2月上旬は如何でしょうか。

委員長

では、第3回協議会の開催を、1月27日午後で決定したいと思います。

第2回協議会を閉会します。

—以上—